

一般事業主行動計画 [次世代育成支援対策推進法] (第4次)

すべての職員が個々の能力を發揮し、仕事と家庭を両立しながら働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容 **目標1 時間外労働の削減**

〈対策〉

- すべての職員の所定外労働を削減するため、担当業務の平準化を図る。
- 時間外労働が削減されていない部署について、問題点の再検討を実施する。
- 引き続きノー残業デーを設定、実施する。ノー残業デーの設定日は、各課・センターで決定し、週1日の定時退社を徹底する。

目標2 年次有給休暇の取得しやすい環境

〈対策〉

- すべての職員に付与される年次有給休暇（繰越日数を除く）の取得率を1人当たり70%以上とし、ワークライフバランスの実践を図る。
(令和5年度 正規職員取得率平均値：63%)
- 計画的な年次有給休暇の取得状況について実態把握
(課長会での周知及び社内回覧)

目標3 男性の育児（看護）参加を応援する休業取得の促進

〈対策〉

- 子どもが生まれた男性職員に個別面談等を実施し、育児・看護休業制度の促進を図る。

一般事業主行動計画 [女性活躍推進法] (第2次)

すべての職員が活躍し、就業を継続できる職場環境を整備するため、男女の雇用状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容 **目標1 管理職に占める女性比率の向上**

〈対策〉

- 女性職員を積極的に登用し、女性比率40%超を維持する。
(令和5年度 女性管理職登用率：37.5%)